

事 務 連 絡
令和3年4月23日

障害福祉サービス事業者 代表者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局

障害福祉課長

ユニバーサル推進課長

**社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策にかかる
留意事項の徹底について**

平素は、本県の障害福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、まん延防止等重点措置の実施後、感染の急拡大が収まらない状況であるため、政府へ緊急事態宣言の発出を要請し、本日、本県が新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされました。また、社会福祉施設等において大規模なクラスターが発生するなど、医療体制が危機的状況にある中で、一層の危機感を持った対応が必要となっています。

施設内感染対策の徹底については4月19日付け本県事務連絡でお願いしたところですが、このたび、勤務中や休憩時など具体的な場面における留意事項をまとめましたので、別紙をご確認のうえ、改めて従事者等への周知・徹底をお願いします。

また、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所に連絡し、その指示に従っていただきますよう重ねてお願いいたします。